

駅家の門

高橋 美久二

1. はじめに

古代律令国家が地方支配の拠点とした国府や郡衙の調査研究は、近年めざましい進展がみられる。これに比べ、同じく律令国家が地方支配のために整備した交通・通信施設の考古学的調査研究は、かなり立ちおくれた感がある。これは、国府、郡衙でさえどのような遺構や遺物を検出したらそれと断定できるか困難な状況であるのに、それよりさらに小規模な施設であったと考えられる通信施設としての烽の遺跡や交通施設としての駅家の遺跡をそれと断定するにはさらに困難が伴うからであろう。

私は、かつて歴史地理的な方法に加えて、考古学的な資料を使って、駅家の遺跡を追求してきた。とくに、山陽道の瓦葺粉壁の駅家を追求したり^(注1)、播磨国賀古駅^(注2)の位置を具体的に追求して駅家の立地を考えたり、山城国山崎駅^(注3)を追求して駅家の構造を考えたことがあった。駅家の構造を考えたときは、駅家は駅家全体をとり囲む柵などがあり、その中にさらに駅家の中枢部で駅使などを宿泊させる駅館院の一面があるという二重構造になっているものであるとした。さらに駅家全体をとり囲む外郭の柵の正面には「駅門」が設けられ、内郭の駅館院をとり囲む築垣の正面には「鳥居」と書きあらわされる門が設けられていたことも考えた。

一方、昭和61年2月28日に兵庫県教育委員会の要請により、兵庫県竜野市で発掘調査中の小犬丸遺跡の現地調査を行なった。この遺跡は、従来から播磨国の布勢駅跡の遺跡と推定していたものであったが、はたして「布勢」「駅」と書かれた土器が出土してにわかに注目されたものであった。そこでは、これらの墨書土器とともに、巨大な鳥形木製品の出土が注目された。この性格不明の鳥形木製品こそが、駅館院の「鳥居」と呼ばれた二脚の門にとりつけられたものではなかったかと考えるのが本稿の目的である。もとより確たる証拠のないことなので、類例を集めて随想風なものとならざるを得ないが、駅家の遺跡を考えていく上での一つのよりどころとなるものではないかと考えて一文を草してみた。

2. 駅家の構造と鳥居

駅家の建物配置などその構造を示す文献史料はきわめて少なく、また駅家の遺跡全体が

は、駅家の建物群には、駅家全体をとり囲む中に大きく2種類の建物群があることである。それは、駅館院と呼ばれる一群と屋とか倉の呼び方で表わされる雑舎群である。雑舎群は駅の実務を執る建物や駅の基本財源であった駅田からの収穫を収める倉庫群、厩舎などからなる建物群であろう。駅館院は院と呼ばれるとおりに、駅全体の囲いの中にさらに内側に築垣などで囲まれる建物群があり、その中心建物は駅使の宿所などにあてられる寝殿と呼ばれる建物であった。駅館院を内郭とし、駅家全体をとり囲む柵などを外郭とするいわば二重構造となっていた。仁治2年(1241)の『筑後国檢交替使帳』(『鎌倉遺文』巻8-5876の「筑後国交替実録帳」)では、駅館一院が「四面築垣、鳥居一基」と記され、築垣で囲まれた正面の門が「鳥居」であったことを示している。この「鳥居」と記された門について考えてみよう。

鳥居について、たとえば『広辞苑』では、「神社の参道入口に立てて神域を示す一種の門。左右の二本の柱の上に笠木を渡し、その下に柱を連結する貫を入れたもの。」とその

付表1 史料にみえる駅家の建物

	駅 館 院					駅 雑 舎			出 典
	主屋	副屋	側屋	楼	その他	屋	倉	その他	
越中国射水郡 天平20 (748)	駅館の 屋								『万葉集』巻18-4065
摂津国西成郡 延暦2 (783)						真屋 1字 東屋 1字	板倉 2字 甲倉 1字		『平安遺文』巻1-1 「太政官牒」
伊勢国度会郡 弘仁8 (817)						屋4字	倉1字		『類聚三代格』巻1 神郡雑務事
河内国丹比郡 承和8 (841)						屋2字	倉8字		『続日本後紀』承和8年 閏9月14日条
山城国山崎駅 仁和3 (883)				駅 楼					『菅家文草』巻3
播磨国明石駅 仁和3 (883)				駅 楼					『菅家文草』巻3
山城国河陽宮 (山崎駅) 延喜8 (980)	五間瓦 葺殿 1字	六間殿 1字	十間屋 1字	三間楼 1字					『朝野群載』巻4 朝儀上
長門国臨門駅 承平5 (935) 頃				臨海楼					『和名類聚抄』巻10
筑後国駅館 仁治2(1241)	寝殿 1字 三間				四面築 垣鳥居 1基				『鎌倉遺文』巻8-5876 「筑後国交替実録帳」

用途と形態が簡潔に述べられている。このように、現代では鳥居と言えば神社の門を指すのが当然となっている。そして、近世の神道関係の諸書は、この鳥居の起源を記紀の神話に求めるものが多い。たとえば、「鳥居ハ日神天ノ石窟ニコモリ給シ時、八百万神謀テ出御アラン事ヲ祈玉ヒ、ツヒニ木ヲ石戸ノ前ニ建テ、鶏ヲ木ノ上ニヲラシメテ鳴シム、所謂此ノ木則鳥居ノ初ナリ、故ニ鳥居ト云」(『神道名目類聚抄』巻1、『古事類苑』神祇部所収)とか「天稚彦ガ門ノ前湯津杜ノ樹ニ無名雉ノ留リシ事ヲ引テ、奇鳥来居杜抄ト待ルヲ以テ鳥居ノ二字の出據トス」(『古今神学類編』巻19、『古事類苑』神祇部所収)などがある。これらは、いずれも鳥居が神門であるという前提のもとに、神話に起源を求めてこじつけたものであって、記紀の本文を読んでも決してそれらが鳥居の起源となったとは思われない。

奈良時代や平安時代前期の史料には、神社の門を鳥居とするものは管見では見当たらない。神社の社殿配置のもととなったと言われる大嘗宮をとり囲む柴垣などにとりつく門は、単に、「宮垣正南開一門」(『貞観儀式』、『延喜式』巻7)などとなって鳥居にはなっていない。また、奈良時代、平安時代前期の神社の社殿配置や社殿の名称等を史料によって具体的に確認できるのは、伊勢神宮だけであるとされる。伊勢神宮の復原研究は福山敏男氏の著名な研究成果があり、それに従って鳥居の表現の方法をみていきたい。^(注4)

奈良時代の伊勢皇大神宮(内宮)については、正倉院文書の天平宝字6年(762)頃になったとされる「正殿等飾金物注文」(『大日本古文書』25の「造大神宮用度帳案」)に書かれた「正殿、美豆垣御門、間垣御門、玉櫛御門、外御門、北御門、財殿二字」などの建物名とそれに必要な飾金物の種類と量によってその構造が推定されている。^(注5)それによると、美豆垣、玉櫛、外の三御門は桁行三間で切妻屋根の構造であり、間垣、北の二御門が桁行一間で破風のない構造である。そして、後の『皇大神宮儀式帳』では、前者が「於葺御門」、^{うえふけるみかど}後者が「於不葺御門」^{うえふかぬみかど}として、屋根葺の構造によって門を区別している。福山敏男氏はこの「於不葺御門」は、厚板を横に使う段葺にした板葺のような葺き方の門であったろうとしている。この「於不葺御門」こそが鳥居であろうと指摘したのは、狩谷掖斎の『箋註和名類聚抄』であり、この説は現在一般の普及書などでも定着している。^(注6)

平安時代初期の皇大神宮は、延暦23年(804)の『皇大神宮儀式帳』(『群書類従』巻1)によって、さらに詳細に知ることができる。それによると「大宮院」と呼ばれる皇大神宮の中枢部は、「正殿」と2棟の「宝殿」の周囲に四重の垣がめぐらされ、正面には五重に門がつくられていた。最も内側の垣が「瑞垣」^{みずがき}で正面に「瑞垣ノ御門」^{みずがきのみかど}が、その南に「蕃垣御門」^{まがき}、その外側に「内玉垣」がめぐらされ、正面に「玉串御門」が開く。さらにその外側に「外玉垣」がめぐらされ、正面に「玉垣御門」が開き、最も外側に「板垣」がめぐら

され、正面に「板垣御門」が開く。福山敏男氏は板垣の北・東・西にもそれぞれ門が開かれていたものと推定し、この板垣にとりつく諸門の形式は鳥居であったのであろうかとす(注7)る。

その後、延長5年(927)に奏上された『延喜式』によっても、皇大神宮の社殿配置は基本的には、延暦年間のもものが踏襲されていたようである。この中でも、やはり神社の門は鳥居と呼ばれていない。ところが、藤原行成(971~1027)の日記である『権記』の寛弘2年(1005)12月15日条には、「参豊受宮、於一鳥居外解剣、二鳥居大麻塩湯」とあって、一鳥居から二鳥居に進むにつれ、神域に入っていく様子が読みとれる。ここではすでに参道に「鳥居」と表現される門があり、神門と意識されている。そして、長暦2年(1038)の『内宮長暦送官符』(『群書類従』巻6)では「南御門壹門鳥居長押鋪肆口」とあって、内宮の大宮院のうち南御門だけが「鳥居」と書きあらわされている。さらに、仁安3年(1168)12月に大火があり、多くの社殿が焼失した。『兵範記』には内院の正殿はじめ5棟の御門の焼失とともに、瑞垣みずがきはじめ玉垣(三重)と荒垣の五重の垣の焼失を記録する。一方、焼失しなかったものとして、「荒垣南鳥居、同西鳥居、同北鳥居、一鳥居、二鳥居」を記録している。荒垣は、先の『皇大神宮儀式帳』の板垣に相当し、大宮院をとり囲む荒垣につく門が鳥居と記されている。

次に伊勢神宮以外での、鳥居の記され方について管見にふれたものをみていきたい。まず、承平年間(931~938)に成立した『和名類聚抄』がある。この巻10の居抛部のうち、門戸類に、「門、閭閻、坊門」の次に「鶏栖とりい」があげられ、「鶏栖 考声切韻云栖と今之門鶏栖也弁色立成云鶏栖鳥居也楊」とある。これによると、鳥居は門に比べると格式ばらない簡単な出入口を指すようで、もちろん神社の門には限定されていない。

承平元年(931)の「神護寺実録帳」(『平安遺文』1-237、応永7年、承応2年の写)には「一政所町雑舎……三間板葺番屋一字、大門鳥居在、橋一道長九丈七尺渡清滝河……一平岡神宮……内陣鳥居釘貫一廻……中垣鳥居一具在……外陣鳥居一具在」とある。これによると、神護寺の清滝川を渡った最初の大門が鳥居と表現され、神護寺の鎮守である平岡神宮では三重に垣がめぐらされその門である鳥居がセットの形で表現されている。ここでも鳥居は、必ずしも神社の門に限られるものではない。

長元元年(1028)の「上野国交替実録帳」(『平安遺文』9-4609)は、郡衙の建物配置等のわかる史料として著名なものである。この史料には、郡衙の建物だけでなく、各郡毎の神社、寺院の建物、什物などが詳細に記録されている。鳥居の記録も多く、例えば

「 勢多郡

正一位赤城明神社

御玉殿一字 御美豆垣一廻板 玉垣一廻

御向殿一字 御帛殿一字 大門一字

鳥居一本 荒垣一前裏 館屋一字

陪従屋一字 厨屋一字

件社七年一度有造作之例，当任去万寿四年

相当□大修造之年，仍皆新所修造也 』

などと書かれ、場合によっては、建物や垣の柱や板材の寸法、数量などが詳細に書かれている。鳥居とあるのは、神社のみで、郡衙や寺院の門には使用されていない。

長元8年(1035)の「東大寺検損色帳」(『平安遺文』2-551)では、鳥居と釘貫(木柵)が南・東・西の三面にめぐらされた様子がわかるが、何を囲むものかはわからない。しかし、寺院の建物の一院とわかるものの門には鳥居と書かれていないことから、東大寺境内にあった社を囲むものと推定される。

さらに安元2年(1176)の「肥前国河上宮神田注文案」(『平安遺文』7-3760)や治承三年(1179)の「常陸国惣社造営注文」(『平安遺文』9-4882)などに鳥居の記録がみられるが、これらは、神社の造営注文であるからもちろん鳥居は神社の門としてあらわされている。

以上は、鳥居に関する史料を網羅したものではないが、鳥居に関する記録の大よその推移はよみとれる。これらによれば、8～9世紀頃には、鳥居と書かれる史料そのものがな(注8)く、10世紀頃では、鳥居は神社の門に限定されずに用いられ、簡単な二脚の門を指していた。11世紀以降になると鳥居と書かれた史料は多くなるが、そのほとんどは神門であり、鳥居が神社のものとして定着し、鳥居の形も定形化したようである。

ところが、駅家の門として問題にしようとしている史料は、はるかに後の仁治2年(1241)の「筑後国交替実録帳」である。この史料の必要部分をみてみよう。

「一国府院雑舎並諸郡正倉官舎無実破損事

無実

国府院

.....

政所丸木 倉一字中門鳥居一基

□屋一字

駅館一院

四面築垣 鳥居一基

修理所

土屋一字

前帳云、無実者、今検同

.....

破損

国府院

□□一字七間，南北二面庇

瓦葺東兵庫一字

後廳一院

萱葺五間覆殿一字 鳥居一基

(館)
□□□院

萱葺五間覆殿一字 萱葺五間廳(屋一字) □□

政所屋二字

駅館一院

寢殿一字三間 』

以上は、いくつかの事項についての、「無実」のもの、「破損」のもの内訳を列挙し、最後に、検交替使の勘発とそれに対する前司国司の陳述部分がつづくうち、「国分尼寺諸定額寺堂塔雑舎資材雑物無実破損」の次に書きあげられた「国府院雑舎並諸郡正倉官舎無実破損」が書きあげられた部分である。これによると国府院の中門及び、後庁院、駅館院の門に「鳥居」という用語が使用されている。これは、先にみた「鳥居」の使用例からすると、13世紀の段階ではすでに鳥居は神社の門に限定されているはずであり、矛盾することとなる。それを解決するためには、この史料の性格を検討しなければならない。

『鎌倉遺文』などでは「筑後国交替実録帳」と文書名をつけられたこの史料は、吉岡真之氏の精密な検討により、この文書は「筑後国検交替使帳」と呼ばれるべき史料で、実は現存する唯一の「検交替使帳」であると考察された^(注9)。この「検交替使帳」は、『延喜交替式』などでは交替公文の中でも最も重要なものの一つで、交替の際に「欠失細由」を明記すべきものとして「不与解由状」や「令任用分付実録帳」とともに列挙されたものの一つであった。しかし検交替使は平安時代中期以降その姿を消し、したがって検交替使帳も実体を喪失していったものである。しかるに、はるかに後の13世紀にこの検交替使帳が古式に則り、作成された理由は何であろう。その理由についてはよくわからないが、この文書が、律令制度の遺制を守りつづけた壬生官務家に伝来したことと関係するものと考えられる。要するに、この史料は、『延喜式』の時代の古制に則り作成された文書で、用語法も当時の文書を下敷にした可能性が強いものである。先にみてきたように、『延喜式』の時代は、「鳥居」という用語は、神社の門に限定されずに用いられていた時代であった。

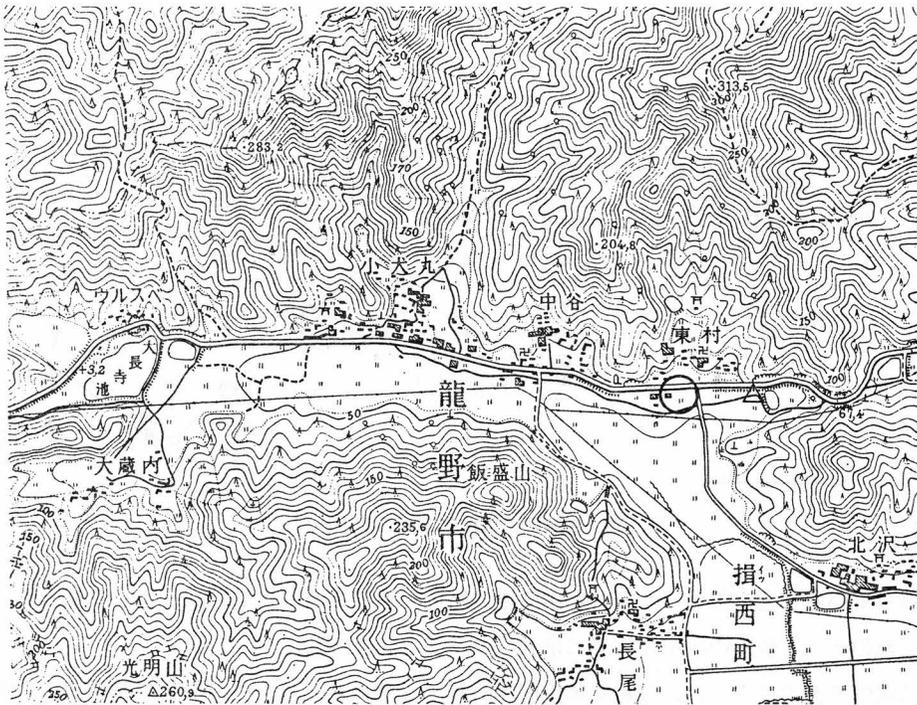
3. 播磨国小犬丸遺跡と布勢駅家

小犬丸遺跡は兵庫県竜野市揖西町小犬丸に所在する奈良時代～平安時代の遺跡である。この遺跡をはじめて学界に報告した鎌谷木三次氏は、この遺跡を「小犬丸廃寺」と名づけ「揖西村に通称を『東村』と云ふ部落があり、その南方に当って俚俗に『塔ノ元』又は『堂ノ本』と呼ばれてゐる処がある。地籍図に依れば、其処は大字小犬丸字大道ノ上に属しており、附近の畦畔には現に古瓦破片が目立って散じてゐる。仍って寺院関係の俗称と古瓦の散布とを手懸りにすれば、この辺りが往昔の廃寺址であることが略々想像される。」とし、奈良時代と推定した軒丸瓦1点と平安時代初期かと推定した軒平瓦1点とを紹介した。さらに「播磨上代の山陽街道と上代寺院址」なる一章では「布勢駅家と小犬丸廃寺」の関係にふれ、「揖西村大字小犬丸は和名抄の布勢郷に当ってゐる。……随って布勢駅家址は和名抄の郷名関係から推して、大字小犬丸附近に推定される。而して小犬丸の通称『東村』に奈良時代の廃寺址があり、旧街道の北側に接触して遺存する。かくの如く駅家址と上代寺院址とが余りにも接近した位置に於いて見出されることは、それ等の関係のただならぬことを思はしめるのである。」^(注10)とした。

この「小犬丸廃寺」と名づけられた遺跡が、布勢駅家跡と推定することに大きな歩を進めたのは、今里幾次氏の研究であつた。^(注11)それは、加古川市野口町にある「古大内廃寺」の研究から出発して、播磨国に広く分布する奈良時代の瓦のうち、6対の軒丸瓦・軒平瓦を「播磨国分寺系列瓦」(のち「播磨国府系瓦」と改称)として設定した。そして、その播磨国分寺系列瓦を主体として出土する10遺跡を「A類寺院址」とし、その分布が山陽道に沿って分布する帯状分布と国府付近に分布する塊状分布を示すことを指摘した。前者の分布が「瓦葺駅家」である可能性のあることを指摘した。そこで、鎌谷氏が紹介した小犬丸廃寺出土の軒丸瓦と軒平瓦は、播磨国府系瓦の中でも最もポピュラーな分布を示す「古大内式」に該当し、小犬丸廃寺が布勢駅家跡の可能性のあることを指摘したのであつた。

私は、今里氏の研究を継承し、今里氏の「A類寺院址」と名づけたものの多くが、瓦葺駅家跡であることを、文献史料による駅家の復原と地名や地形による共通性からあとづけ、山陽道においても播磨国以外にも備後国などで瓦葺駅家が実証されると考えた。そして、その中で小犬丸遺跡付近に「大道ノ上」「大道ノ下」の地名が残るなど山陽道の存在が考えられ、布勢駅家に相違ないものと考えた。^(注12)

こうした、今里幾次氏や私の考え方をさらに実証したのが、木下^(注13)良氏や吉本昌弘^(注14)氏の歴史地理学的な研究成果である。両氏の研究は、駅家跡と考えた遺跡を結ぶ直線道路の痕跡が、平野部には条里のすき間(道代)に、丘陵部や台地部には凹地などの地割の中に明瞭

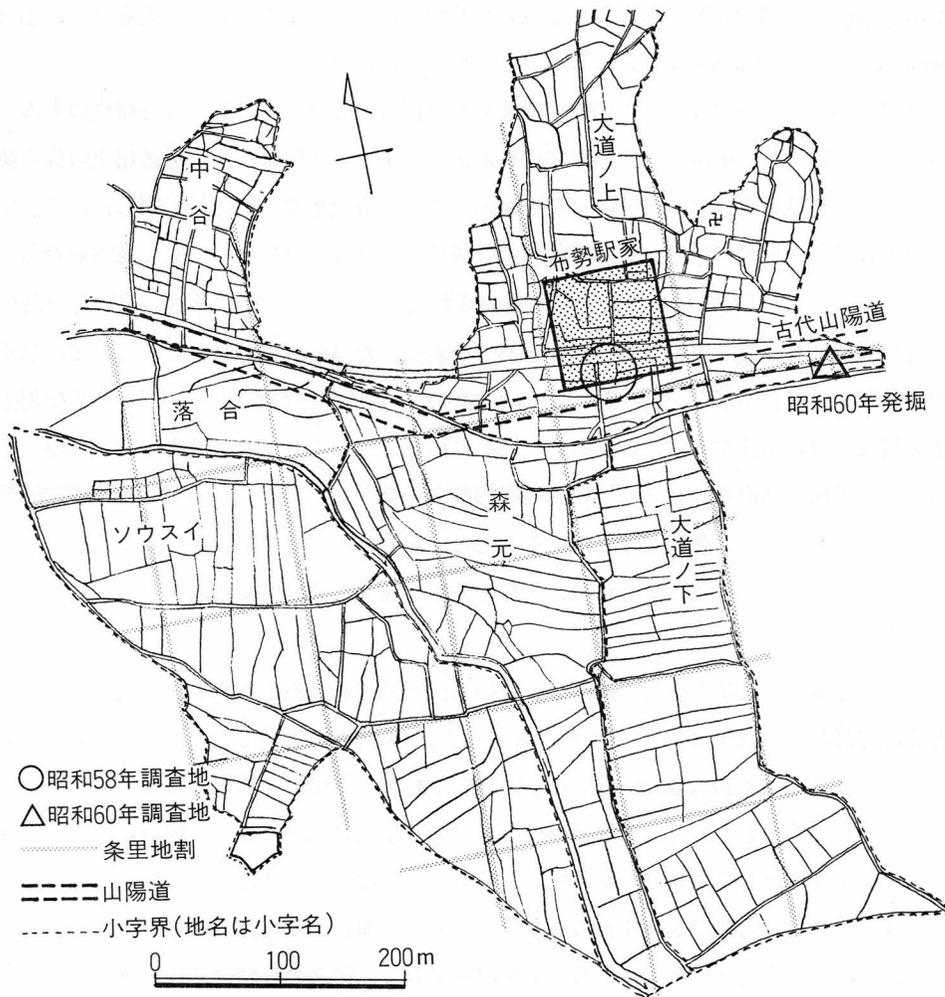


第3図 小犬丸遺跡位置図(○昭和58年△昭和60年調査地)(1/25,000)

4. 鳥形木製品と鳥居

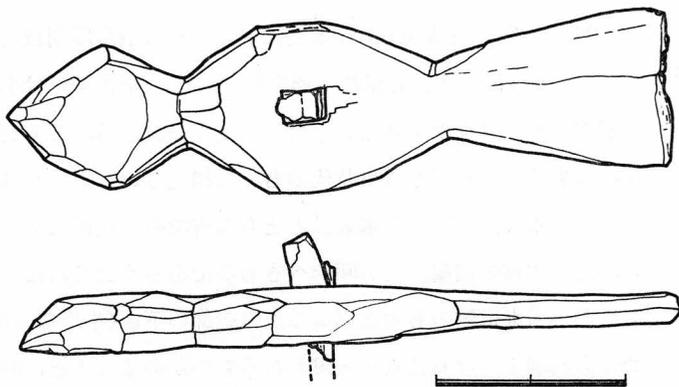
布勢駅家=小犬丸遺跡で出土した鳥形木製品は全長71cm、幅17cm、厚さ5cmある大型のもので、材質はコヤマキと鑑定されている。その形は、厚さ5cmの厚板の両側に各2カ所の挟り込みを入れ、頭・胴・尾を造り出し、頭の先端をていねいに尖らせたもので、鳥を上からみた形につくっている。胴の中央には方形の穴が貫通し、別の材が差し込まれ、上面の加工が加えられた方からくさびが打ち込まれている。差し込まれた別材は、下面のところで折れているが、この柄を利用して何かにとり付けられていたことは一見してわかる。この鳥形木製品は、奈良時代の遺物を中心に、古墳~奈良時代の遺物包含層から出土しているとのことで、古墳時代~奈良時代の年代幅が与えられている。しかし、同じ層から出土した他の木製品である齋串・馬形などが奈良時代に限定されることから、木製品の残存状況を考えれば鳥形木製品だけを古墳時代にすることはできず、奈良時代のものと限定して大過ないと思われる。

それでは各地で出土する鳥形木製品と比較検討してみたい。国立歴史民俗博物館編「祭祀関係出土遺物出土土地地名表」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集, 1985) および奈良国立文化財研究所『木器集成図録』(近畿古代篇, 1985)によって、鳥形木製品を検索す



第4図 布勢駅家と山陽道・条里遺構復元想定図

ると付表2のとおりとなる。これによると、鳥形木製品は弥生時代～平安時代の各時期のものがあり、その形態も立体的なものと板状のものがあり、板状のものも側面形を形どった



第5図 小犬丸遺跡出土の鳥形木製品（原図兵庫県教育委員会提供）

ものと平面形を形どったもの、さらに組み合せて用いるものなどがある。大きさも、小は数cmのものから100cmをこえるものとバラエティに富む。

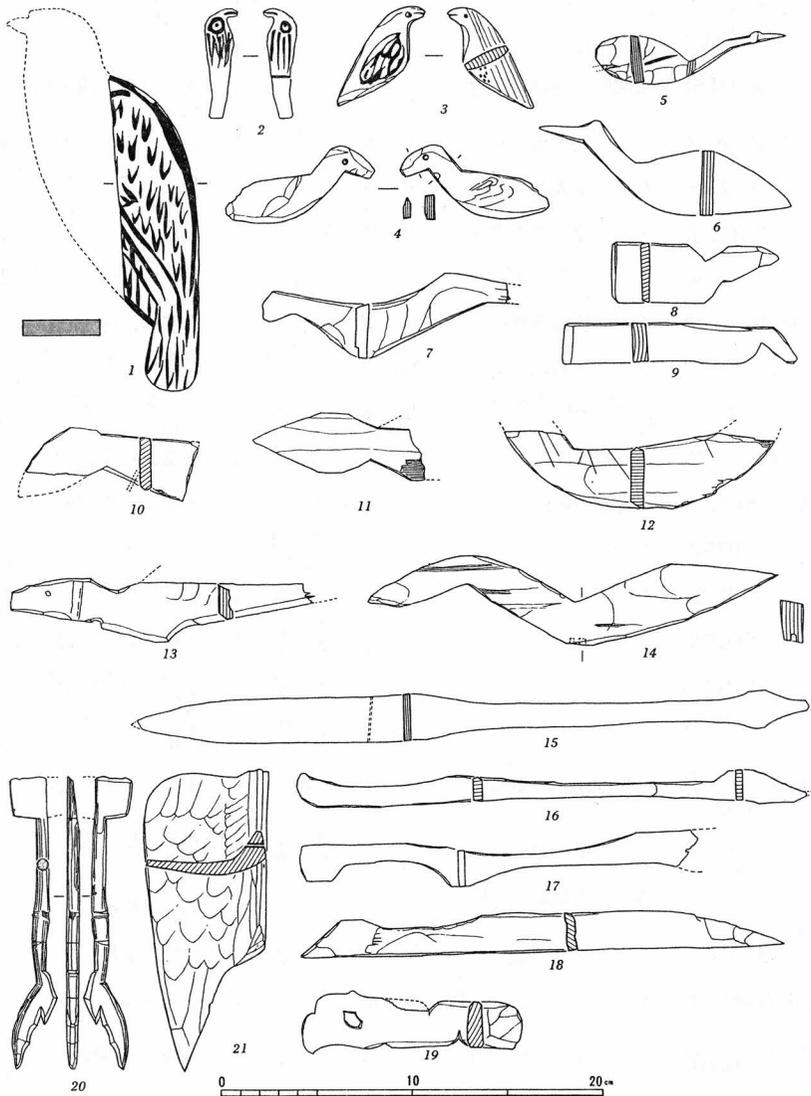
鳥形木製品については、とくに弥生時代のものについて金関^(注18) 恕氏、律令時代のものについて金子裕之氏^(注19)、町田^(注20) 章氏の研究成果がある。金関 恕氏は、池上遺跡出土の弥生時代の鳥形木製品を中心に、内外の資料を駆使して鳥形を使用する祭祀を考察した。そして、鳥形木製品が「杆頭につけられ、集落内の祭儀にあたって、鳥杆として立て並べられたもので」とし、「神を招く鳥」として用いられたものとした。金子裕之氏は、律令時代の鳥形木製品を全形を表現した鳥形Aと部分を表現した鳥形Bに分類した。そして、鳥形木製品が8世紀に出現し、9世紀におよぶが類例が少なく不詳な点が多いとし、その使用方法を腹部下辺に小孔があるものがあり、細棒に挿し立てたことがわかるとした。町田 章氏は、金子氏の鳥形Aのうち、比較的写実的なものをAⅠ型式とし、鳥形がきわめて粗雑に表現されたものをAⅡ型式とした。そしてこの鳥形の中には馬形とともに人形にもなって出土する例のあることなどから、人形を他界へ運ぶための祭祀に用いたものであろうと推定した。

今日まで出土した律令時代の鳥形は、他の形代^{かたしろ}と呼ばれる祭祀遺物である人形、斎串、馬形、刀形などと同様にヒノキ(まれにスギもある)の薄板を用いて切り抜かれたものである。そして大きさも最大35cm程で概して小型であり、側面形を形どって切り抜かれたものという共通性をもつ。それは他の形代と呼ばれる祭祀遺物と同様に一回限りの祭祀に用いられ遺棄されたものであり、耐久性のあるものではない。それに対して、小犬丸遺跡の鳥形は、部厚く、大型で耐久性のあるもので、形も側面形を模したものでなく、平面形を模したものという具合に、あらゆる点で異なっており、従来の分類の範疇には入らない。他の時代のものにも範囲を広げて類例を求めれば、大型であり、平面形を模したものという意味で奈良県石見遺跡の古墳時代の鳥形がある。石見遺跡のものは、発掘者が「長さ約1mの奇怪な人形」と表現し、「木製人形の存在は飛鳥彫刻以前の木製品として注目される^(注21)。」としたように人形とも見れる形をしており、全体の形は小犬丸遺跡のものときわめてよく似ており、コウヤマキという材質も全く一致する。この石見遺跡の例からみて、私も当初小犬丸遺跡の鳥形も古墳時代のものに相違ないと思ったほどであった。私はこの石見遺跡の鳥形木製品が、笠形木製品とともに古墳の墳丘裾に立て並べられた柱の上にとりつけられた「木製の埴輪^(注22)」とも呼ぶべきものであろうと考えたことがある。石見遺跡の鳥形木製品が小犬丸遺跡のものとは異なる点は胴部の下面(平坦な方の面)に横断して溝状の凹みをつけられ羽をつける装置かと思われるものがあることと、胴部中央の方形孔が大きいことなどである。

付表2 鳥形木製品出土遺跡一覽表

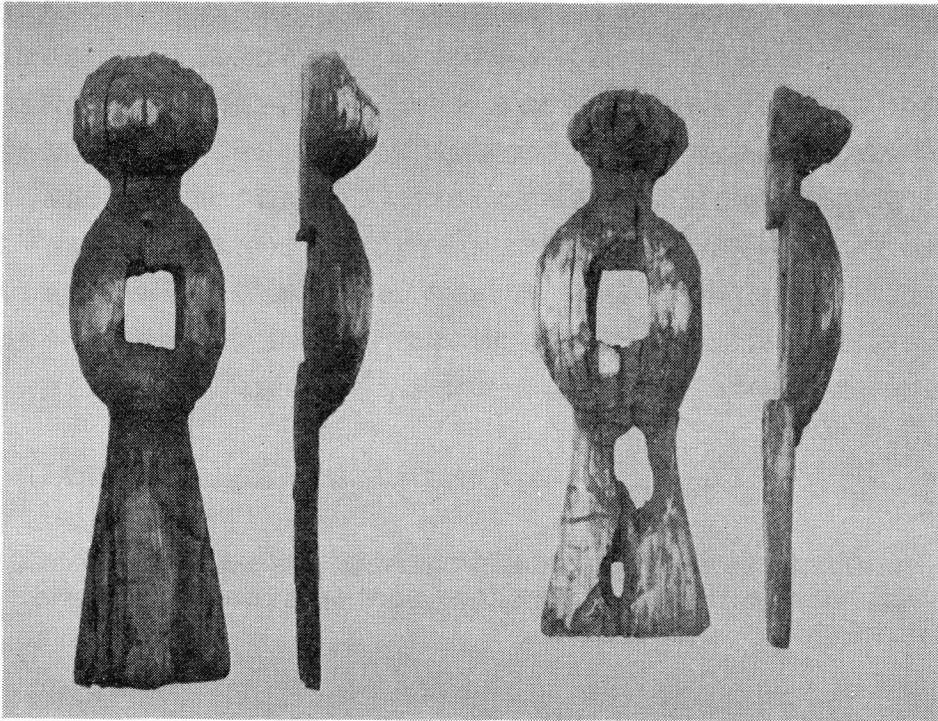
番号	遺跡名	所在地	遺跡の種類	遺構	数	伴出遺物	時代
1	御殿・二之宮遺跡	静岡県磐田市御殿・二之宮	官衙		1	土馬, 土製模造品 木簡	奈良～ 平安前
2	狐塚・法勝寺遺跡	滋賀県坂田郡近江町高溝	古墳		1	斎串, 埴輪	古墳
3	長岡京左京 SD1301	京都府向日市鶏冠井町沢ノ東	都城	溝	1	人形, 斎串, 木簡	平安初
4	平安京西寺	京都市南区唐橋西寺町他	寺院	井戸	1	土馬, 人形, 錢貨 独楽	平安前
5	鳥羽離宮跡53次 SX10	京都市伏見区竹田	離宮		1	舟形	13世紀
6	定山遺跡 DL51区	京都府与謝郡岩滝町弓ノ木	集落		1	人形, 鍬, 曲物柄杓	12世紀
7	大蔵司遺跡	大阪府高槻市大蔵司	集落	溝	1	斎串, 人形, 木刀	奈良
8	瓜生堂遺跡	〃 東大阪市瓜生堂	集落		3	銅戈, 石剣, 弥生 土器	弥生中
9	津堂城山古墳	〃 藤井寺市津堂	古墳	周濠		埴輪	古墳
10	池上遺跡	〃 和泉市池上町	集落	溝	6	木剣, 木, 弥生土 器	弥生中
11	構権現遺跡	兵庫県姫路市飾磨区構	集落	溝	1	丹彩盾, 弥生土器	弥生
12	姫谷遺跡	〃 城崎郡日高町野	祭祀	河川	3	人形, 馬形, 斎串, 木簡	奈良～ 平安前
13	長越遺跡	兵庫県姫路市飯田字長越	集落	大溝	1	素文鏡, 石製模造 品他	弥生後 ～古墳
14	出合遺跡	神戸市西区玉津町	集落	井戸	1	下駄, 斎串, 剣形	奈良
15	平城宮 SD5564	奈良市佐紀町	宮殿	溝	1	木簡, 須恵器他	奈良
16	〃 SB7802	〃	〃	建物 柱抜穴	2	木簡人形, 刀形	奈良 (750年代)
17	〃 SK820	〃	〃	土坑	? 1	木簡, 人形, 刀子 形	奈良 (750年頃)
18	〃 SD2700	〃	〃	幹線 排水路	1	土馬, 人形, 刀形	奈良
19	〃 SD1250	〃	〃	外濠	1	土馬, 人形, 斎串, 木簡	奈良
20	〃 SD4951 他	〃	〃	道路 側溝		鉄, 人形, 土馬, 斎串	奈良～ 平安初
21	左京一条 平城京三坊 SD485	奈良市法華寺東町	都城	溝	1	土馬, 斎串, 人形	奈良
22	左京八条 三坊 SD1155	〃 東九条町姫寺	〃	道路 側溝	1	鏡, 土馬, 人形, 斎串	奈良
23	石見遺跡	奈良県磯城郡三宅町石見	古墳か	溝	4	円板, 埴輪	古墳
24	纏向遺跡辻地区	〃 桜井市辻	集落	土坑	1	舟形, 儀杖, 弓	古墳前
25	纏向石塚古墳	〃 〃 太田石塚	古墳	周濠	2	弧文円板, 鋤他	古墳前
26	藤原宮 東面大垣 SD2300	〃 橿原市高殿町	宮殿	内濠	1	木簡, 土器他	7c末 ～8c 初
27	宮ヶ久保遺跡	山口県阿武郡阿東町徳佐	集落	環濠	1	石剣, 石戈, 木剣, 弥生土器	弥生中
28	庄遺跡	徳島市庄町1丁目	集落	水路	5	人形, 舟形, 斎串 他	平安中 ～末

小犬丸遺跡の鳥形木製品の用途は、以上みてきた律令時代の鳥形木製品との相違点と、石見遺跡の鳥形木製品との類似点と相違点を検討することによって導かれるように思われる。それは、第1に部厚くて大型でコウヤマキ製ということは、風雨に耐える耐久性のある用方をされるものであること。第2に、胴部中央の穴が小さいことは、その柄穴によって柱上で支えられるものではなく、横材上などにとり付けられるための柄穴であること。



第6図 律令時代の鳥形木製品(奈良国立文化財研究所『木器集成図録』から)

- 1・3～6-A I 型式鳥形, 7～18-II 型式鳥形, 2・19～21-B 型式鳥形
 1: 藤原宮, 2・11・16・17・19・20: 平城宮, 3: 長岡京, 4: 兵庫・出合,
 6: 京都・鳥羽離宮, 12: 平城京, 13: 平安京・西寺, 14: 京都・定山,
 15: 兵庫・姫谷, 18: 大阪・大蔵司, 21: 平城京・法華寺



第7図 石見遺跡の鳥形木製品
 (奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『古代人のいのり』から)

第3に羽をつける装置がないということは、それが羽を広げていない止まった状況を表示しており、まさに鳥居(鳥が止まり木などに止まった状況)とか鶏栖とりりと表現された状況に一致すること。以上のことから、小犬丸遺跡の鳥形木製品は、最も簡単な門、すなわち二本の柱とその間に渡された横材によって構成される門の上に、弥生時代以来の鳥のもつ呪術的な意味をこめた飾りとしてとりつけられたものと想定される。文献史料でみられる鳥居には、鳥形木製品のようなものがとりつけられたという確証はないが、門の横木に単に自然の鳥が来て止まったから鳥居と呼ばれるようになったというより、つくりものの鳥が常にとりつけられていたから鳥居と呼ばれるようになったと考える方がより妥当であろう。

5. おわりに

駅家の門が鳥居であったという史料を唯一のよりどころに、兵庫県小犬丸遺跡(播磨国布勢駅家)出土の鳥形木製品が、駅家の門にとりつけられていたものであろうという推定を長々と述べてきた。はじめは全くの思いつきに、あちこちの史料をこじつけて、文章をつづっていくうちに、だんだんと真実味がでてきて、最後にはそうであるに違いないとい

う確信にかわってきたようである。発掘調査によって得られた資料が、残された文献史料と一致することはきわめて稀であり、特に古代においてはそうである。両者をできるだけ近づけていく努力をすることが必要である。そのためには、考古資料と文献史料の両方から、状況証拠を積みあげていって、その間隙を埋めていくしかない。ここで究明しようとした駅家の門と鳥居と鳥形木製品を結びつけるには、その間隙はまだ広いようである。すなわち、文献史料からは、鳥居形の門などに鳥のつくりものを付けていたことを実証する必要がある。考古資料の方からは、小犬丸遺跡のような鳥形木製品が律令時代に存在することの証明と横木に止まった状態でとりつけられていたことの証明が必要となる。今後の資料の増加を期待するとともに、遺跡出土の木製品に細心の注意が向けられるよう期待したい。

(高橋美久二=京都府立山城郷土資料館資料課長)

本稿を草するにあたり、小犬丸遺跡の現地調査での案内と教示、資料の提供、未公開資料の掲載等に格別のご配慮をいただいた兵庫県教育委員会森内秀造氏、同山下史郎氏と有益な教示をいただいた立命館大学の吉本昌弘氏に感謝したい。

- 注1 拙稿「播磨国の古代駅家」(『FHG』第11号, 1968, 『近畿野外地理巡検』1983再録)
拙稿「古代の山陽道」(小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会『考古学論考』1982)
- 注2 拙稿「播磨国賀古駅家について」(藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究』上, 1978)
- 注3 拙稿「山崎駅と駅家の構造」(中山修一先生古稀記念事業会『長岡京古文化論叢』1986)
- 注4 福山敏男『神宮の建築に関する史的調査』(造神宮使庁刊, 1940)
福山敏男『神宮の建築とその歴史』(『神宮一第六回式年遷宮』小学館刊, 1970, 『福山敏男著作集』4, 1984再録)
- 注5 福山敏男「奈良時代における神宮の内院殿舎」(『宮地直一博士三十年祭記念論文集 神道史の研究』1980, 『福山敏男著作集』4, 1984再録)
- 注6 近藤 豊『古寺再見—細部意匠と時代判定—』(大河文庫, 1967)
- 注7 福山敏男「神宮の建築とその歴史」(前掲書)
- 注8 『類聚神祇本源』(『古事類苑』神祇部所収)にのせる宝亀二年二月十三日太政官符や『大神宮諸雑事記』(『群書類従』神祇部巻3所収)の貞観十五年九月十六日, 弘仁四年九月十六日付記事などに「鳥居」とあるが、前者は史料の信憑性に問題があり、後者は編さん史料である等の問題があるためとりあげない。
- 注9 吉岡眞之「檢交替使帳の基礎的考察」(『書陵部紀要』第26号, 1974)
- 注10 鎌谷木三次『播磨上代寺院址の研究』(1942)
- 注11 今里幾次『播磨国分寺式瓦の研究—加古川市野口町古大内出土の古瓦—』(『播磨郷土文化協会研究報告』第4冊 1960, 『播磨考古学研究』1980再録)
- 注12 注1に同じ
- 注13 木下 良「空中写真に認められる想定駅路」(『びぞん通信』第64号, 1976)
木下 良「播磨における山陽道(大宰府道)古代駅路」(『日本地理学会予稿集』11号 1976)

- 注14 吉本昌弘「播磨国の山陽道古代駅路」(『歴史と神戸』第24巻1号, 1985)
- 注15 兵庫県教育委員会, 西口和彦氏, 森内秀造氏のご配慮により実見する機会を与えていただき, 未公刊資料の閲覧をさせていただいた。
- 注16 兵庫県教育委員会, 森内秀造氏, 山下史郎氏のご配慮により実見する機会を与えていただき, 1986年2月24日付および同年3月22日付新聞記者発表資料を恵与いただいた。以下の記述と図はその資料によるものである。
- 注17 吉本昌弘「竜野・小犬丸遺跡発掘調査の意義」(『神戸新聞』1986年3月12日文化欄)
- 注18 金関 恕「神を招く鳥」(小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会『考古学論考』1982)
- 注19 金子裕之「古代の木製模造品」(奈良国立文化財研究所『研究論集』VI, 1980)
- 注20 町田 章「遺物解説」(奈良国立文化財研究所『木器集成図録』近畿古代篇, 1985)
- 注21 森 浩一「奈良県磯城郡三宅村石見遺跡」(『日本考古学年報』19, 1971)
- 注22 抽稿「長岡京市今里車塚古墳の笠形木製品」(『山城郷土資料館報』第3号, 1985)